

土木工事成績評定基準の改定について（お知らせ）

令和2年10月23日
広島県土木建築局

国土交通省の現行の成績評定基準では、週休2日の確保や若手、女性技術者の登用等の働き方改革、工事関係書類の簡素化及び合理化を図ることを評価することとしており、広島県の成績評定基準についてもこれらの趣旨を踏まえ改定を行うこととします。

1 土木工事成績評定基準の主な改定点について

(1) 工事関係書類一覧表による事前協議

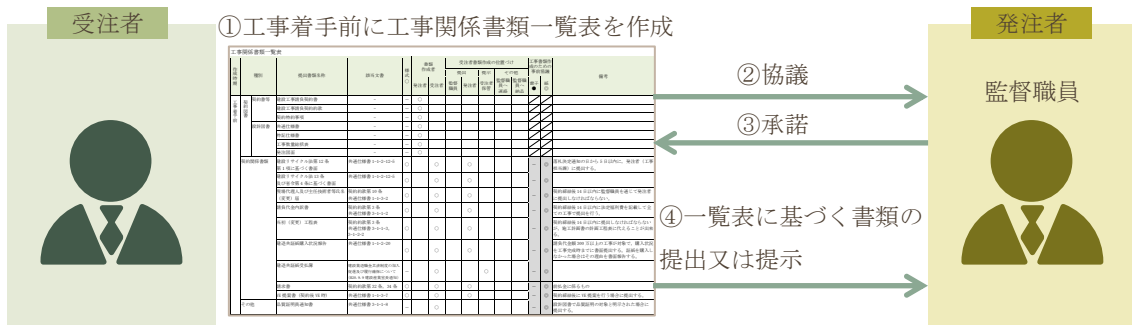
土木工事成績評定基準 本文を次のとおり改定します。

（評定の方法）第5…

7 評定に当たっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に別紙-5「工事関係書類一覧表」により、発注者へ提出、提示する書類の「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

※工事関係書類一覧表とは

設計図書に基づき必要となる工事関係書類を明確化し、受発注者間の書類整理の効率化を図ることを目的とし、受発注者のどちらが書類を作成し、電子又は紙で提出又は提示するかを整理し、共有認識を図るものです。



ア 対象工事について

特記仕様書に次の記述がある場合は、対象工事となります。

- ・「工事関係書類一覧表」により、発注者（監督職員）へ提出、提示する工事関係書類についての「紙と電子の別」に関して工事着手前に事前協議するものとする。また、事前協議の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。
- ・電子により提出、提示することとなった工事関係書類については、電子納品・電子検査事前協議チェックシートで協議されたものを除き、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。

イ 注意点

次のとおり考査項目別運用表評価項目を改定するため、事前協議が行われていない場合、当該項目で評価されないことがありますので、適切に作成してください。

別紙-1①（配置技術者）

事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。

別紙-1②（施工管理）

工事打合せ簿を，事前協議に基づき，過不足なく整理している。

別紙-3①（施工管理）

工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく整理していることが確認できる。

(2) 工事関係書類が「過剰」な場合の評価について

土木工事書類作成マニュアル及び土木工事書類作成マニュアル概要版を制定し，これにより不要としている工事関係書類の提出等が確認できれば，「過剰」とし，次の項目で評価されないことがあります。

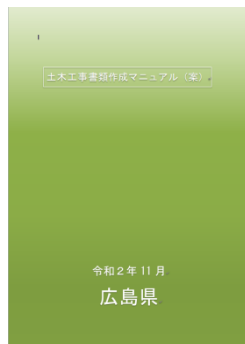
別紙-1②（施工管理）

工事打合せ簿を，事前協議に基づき，過不足なく整理している。

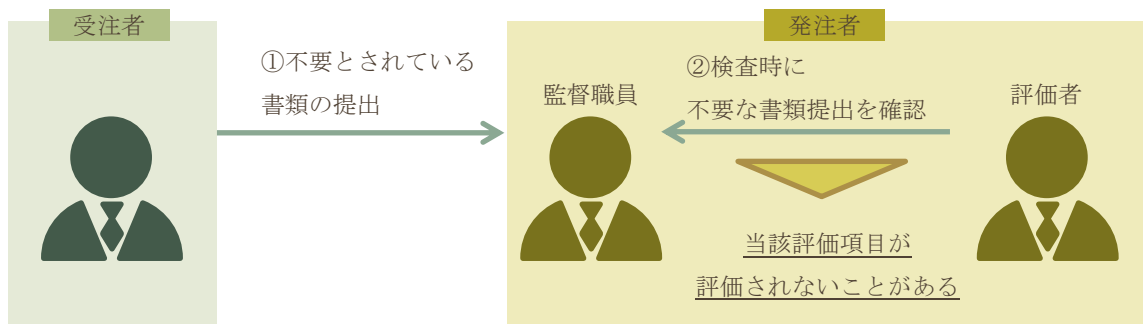
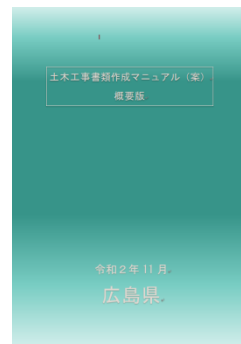
別紙-3①（施工管理）

工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく整理していることが確認できる。

土木工事書類作成マニュアル



土木工事書類作成マニュアル概要版



ア 対象工事について

特記仕様書に次の記述がある場合は，対象工事となります。

- ・受注者は，工事関係書類の作成に当たっては，「土木工事書類作成マニュアル（広島県）」によることとし，不要な書類の提出は行わないこと。

(3) 若手及び女性技術者を登用した場合の評価の追加

工期の全期間にわたり従事した主任（監理）技術者を対象とする。若手技術者とは，工事着手時に40歳以下であることとする。若手及び女性技術者であることの確認は，工事関係書類に添付された書類で確認できる場合を除き，公の機関が発行した書類により確認を行う。

(4) その他の主な改定点

ア 週休2日（4週8休以上）の確保の評価を明記

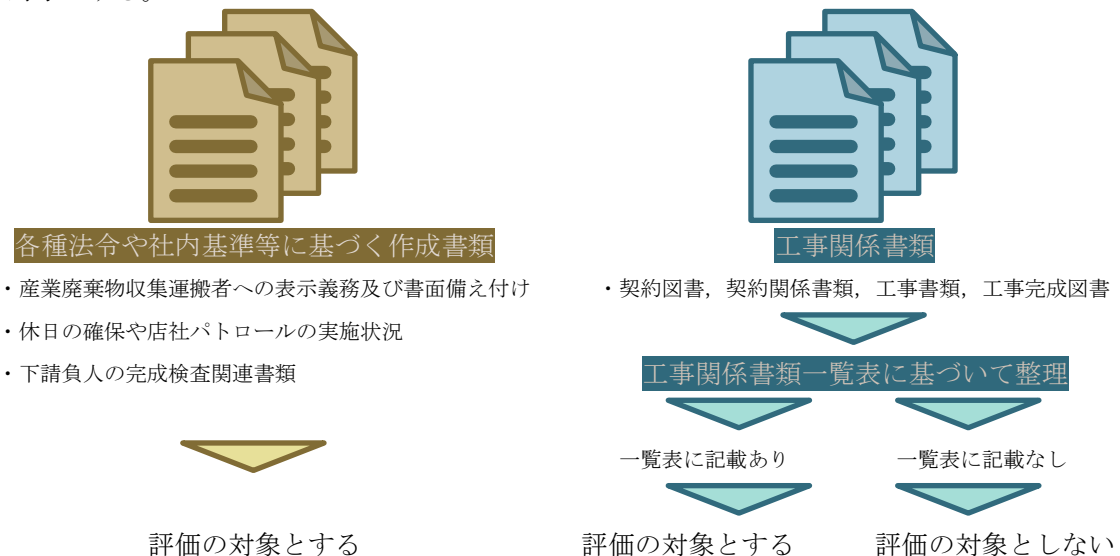
- ・該当運用表：別紙-1⑧（創意工夫），別紙-2①（工程管理）

イ 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事，の追加

- ・該当運用表：別紙-2②（工事特性）

(5) 工事関係書類一覧表の留意点について

土木工事成績評定基準本文の「事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。」とは、設計図書に基づく工事関係書類についての記述であり、各種法令や社内基準に基づく作成書類、下請負人との契約関係書類等については、適切に作成される必要があり、これらは評価の対象とする。



2 適用

(1) 令和2年11月1日以降に検査する工事に適用

新しい成績評定基準審査項目別運用表を使用して検査を行うこととするが、(2)及び(3)については、特記仕様書に記述があることを確認し評価を行う。

(2) 令和2年11月1日以降に起案する工事に適用

特記仕様書に一覧表の内容(1(1)ア 対象工事について)を追加する。検査時は、特記仕様書を確認し、工事関係書類一覧表について評価を行うこととする。

(3) 令和3年6月1日以降に起案する工事に適用

特記仕様書に土木工事書類作成マニュアルの内容(1(2)ア 対象工事について)を追加する。検査時は、特記仕様書を確認し、過剰な書類について評価を行うこととする。

なお、土木工事書類作成マニュアル及び概要版については、令和2年11月1日以降に広島県の調達情報に掲載することとし、受注者の書類作成の参考資料として取り扱うこととする。

改定の内容	令和2年			令和3年		
	4月	8月	12月	4月	8月	12月
成績評定基準 ^{※1} の改定			11/1~に検査する工事から適用			
工事関係書類一覧表 ^{※2} の制定			11/1~に起案する工事から特記仕様書に記述			
工事関係書類一覧表に基づく評定の適用			11/1~特記仕様書に記述がある工事が対象			
土木工事書類作成マニュアル等 ^{※3} の制定			11/1~5/31は参考資料	6/1~特記仕様書に記述		
土木工事書類作成マニュアルに基づく評定の適用				6/1~特記に記述がある工事が対象		

※1 広島県の調達情報 入札・契約制度>監督・検査・評定関係に掲載しています。

※2 広島県の調達情報 様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式に掲載しています。

※3 広島県の調達情報 技術管理基準等に掲載しています。